

木村司法書士・行政書士事務所

報酬一覧表

内容

0 . はじめに	5
1 . 相談料	6
1.1 事務所での相談	6
1.2 出張相談	6
1.3 相談をお断りする場合	6
2 . 不動産（土地・建物）登記	8
2.1 所有権に関する登記	8
2.1.1 所有権保存	8
2.1.2 所有権移転	8
2.1.3 所有権更正・抹消	8
2.1.4 所有権登記名義人表示（住所・氏名）変更・更正	9
2.2 抵当権に関する登記（以下、本項においては根抵当権も含む。）	9
2.2.1 抵当権設定	9
2.2.2 追加設定登記・極度額増加	9
2.2.3 抵当権抹消	9
2.3 費用見積り例	10
2.4 その他不動産登記	11
2.4.1 地上権、地役権、賃借権設定（追加設定を含む）	11
2.4.2 抵当権等の処分、移転、順位変更	11
2.4.3 抵当権等の変更、更正、抹消、その他	11

2.4.4	抵当権等の名義人表示変更、更正.....	11
2.5	附随業務.....	11
2.6	登記済証紛失等・登記識別情報失念等の本人確認情報作成.....	12
3	商業・法人登記.....	13
3.1	会社設立（合併または組織変更によるものを含む。）.....	13
3.2	合併（新設合併を除く。）.....	13
3.3	資本の増加・新株発行（合併によるものを除く。）.....	13
3.4	資本の減少.....	13
3.5	資産の変更（会社以外の法人）.....	13
3.6	商号（名称）・目的変更.....	13
3.7	本店（主たる事務所）移転.....	13
3.8	株式譲渡制限設定・変更・廃止.....	14
3.9	役員変更.....	14
3.10	監査役・取締役会等の設置・廃止.....	14
3.11	その他定款変更等に伴う登記.....	14
3.12	有限会社から株式会社への商号変更.....	14
3.13	解散・清算人選任・清算終了.....	14
3.14	附随業務.....	14
3.15	費用見積り例.....	15
4	相続・遺言書作成.....	16
4.1	不動産以外の相続（遺産承継業務）.....	16
4.2	文書作成.....	16
4.3	遺言書作成.....	16
4.4	法定相続情報一覧図保管申出.....	16
4.5	附随業務.....	16

5 . 裁判所提出書類作成.....	18
5.1 民事事件	18
5.1.1 訴状作成.....	18
5.1.2 強制執行申立.....	18
5.1.3 個人再生申立.....	18
5.1.4 破産開始決定申立.....	18
5.2 家事事件	18
5.2.1 審判申立.....	18
5.2.2 調停申立.....	19
5.2.3 家事雑事件申立、他.....	19
5.2.4 相続放棄申述受理申立.....	19
5.3 附随業務	19
6 . 簡易裁判所訴訟代理等関係業務.....	20
6.1 着手金	20
6.2 一般訴訟代理.....	20
6.3 訴え提起前の保全手続.....	20
7 . 任意後見契約・任意後見人就任.....	21
7.1 任意後見契約書・財産管理契約書作成.....	21
7.2 任意後見人等就任（基本報酬）.....	21
7.2.1 任意代理（財産管理人）・任意後見人就任.....	21
7.2.2 7.2.1 の前提としての見守り.....	21
8 . 農地.....	21
9 . 契約書作成.....	21
10 . 内容証明作成.....	22
11 . 自動車（日当・実費は別途請求）.....	22

11.1	普通自動車	22
11.2	小型二輪・軽二輪.....	22
11.3	軽自動車	22
11.4	車庫証明	22
1 2 .	その他案件	23

0 . はじめに

- ・金額は1件当たりの消費税（10%）込みのものです。
- ・加算等で本体価格に100円未満の端数が生じた場合、100円未満の額は四捨五入します。
- ・報酬額のほか、登録免許税等の実費を別途請求させていただきます。
- ・例として算定しているものについては、あくまでも目安の金額となります。各事案によって、金額が異なってまいりますので、詳細については、資料をご用意のうえでお問い合わせください。
- ・お見積りは無料（実費別）となっております。ご用意いただく資料の内容についてはお問い合わせください。資料の提示がない状態でのお見積りについては、対応できない場合があります。
- ・出張によるご依頼もお受けしております。その場合には報酬額のほか、交通費実費及び次のとおり日当を合わせて申し受けます。ただし、後記のエリアへの出張については、日当はいただいております。

道内で往復移動時間が4時間以内の場合 11,000円

道内で往復移動時間が4時間超の場合 22,000円

本州方面への出張の場合 要相談

【日当不要のエリア】

滝川市・砂川市・赤平市・芦別市・歌志内市・深川市

雨竜郡各町（ただし、幌加内町については幌加内市街地以南）・

樺戸郡各町・空知郡（上砂川町・奈井江町）

1 . 相談料

1.1 事務所での相談

30分ごとに4,400円

ただし、相談終了時点でご依頼に至った場合及び営業時間内に開始後15分以内で終了の場合は無料。

- ・相談者の依頼による営業時間外（平日夜間）の相談の場合は、開始時から30分ごとに上記料金で計算。
- ・同一内容についての継続相談の場合は、前回の相談時間を引き継いで相談料の計算をします。

（例：前回30分で相談が終了した場合、開始後30分から相談を再開したものとして計算。）

1.2 出張相談

出張可能エリアは次のとおりです（相談料は開始後0分から30分ごとの金額）。

・雨竜郡雨竜町 4,400円

・滝川市・深川市・砂川市・赤平市・歌志内市

雨竜郡（雨竜町及び幌加内町を除く）・樺戸郡（新十津川町・浦臼町） 6,600円

・芦別市・雨竜郡幌加内町（ただし、幌加内市街地以南のみ）・

樺戸郡月形町・空知郡（上砂川町・奈井江町） 8,800円

1.3 相談をお断りする場合

下記に該当するご相談については、有償無償を問わずお受けできませんのでご了承願います。相談中に判明した場合には直ちに相談を中止し、それまでの時間に応じた、1.1及び1.2の基準による相談料を頂戴いたします（ただし、1.1における ・ の場合を除く）。

違法行為の方法の教唆を要求する相談

違法でなくても、不適法である可能性があるものも含みます。

相談事案の処理を他の専門職に依頼している場合

その専門職が、他の専門職への相談（セカンド・オピニオン）を許諾している場合を除きます。なお、場合によっては既に依頼している専門職にその旨を確認することがあります。

相談者自身が作成（手配）した書類や文書のチェック作業

依頼に基づかない書類等のチェック作業については、責任の所在が不明確であるのみならず、法律相談等の範疇を明らかに超えることとなります。例えば相続手続きにおける戸籍謄本等手配した書類の過不足の確認については、自身の能力又は各官公署での教示を受けることによる自身の責任に基づく確認によるべきです。また、申請書や文書等については作成者自身の責任に帰すべきものであることから、提出した上で補正等の機会があればその指示に従うべきであると考えます。

利益相反に該当する場合

当該相談の内容を、相談者の相手方から既に相談を受けている場合（受任・受託をしている場合）、司法書士法上相談に応じることができないことになっております。

業務範囲外の相談・依頼

例えば具体的な手続の依頼をなくして住民票・戸籍等の手配のみを依頼される場合や個別的な税額計算のご相談などは、司法書士法他各法令に違反することになるため、お受けできません。

電話またはメールのみでのご相談

資料の確認ができない状態での相談となるため、責任を負いかねます。

その他、相談・受任（受託）をすることが不適切である場合

代理業務の場合、相談者・依頼者との信頼関係を構築するのが困難であると相談員が判断したときが考えられます。その他、依頼者が期待する結果に至ることが著しく困難であると考えられる場合、また業務が輻輳しており、受任することにより結果的に依頼者に不利益をもたらすと考えられる場合が該当します。

2 . 不動産（土地・建物）登記

（2.1 及び 2.2 の手続につき、出張による立会の場合は各費用に 15% 加算）

2.1 所有権に関する登記

2.1.1 所有権保存

固定資産評価額（または新築建物課税標準に基づき算出した額）が、

1000万円以下 17,160円

1000万円を超える部分について、1000万円ごとに

2,640円加算

1億円を超える部分について、1000万円ごとに

2,112円加算

2筆目から1筆毎に（敷地権も1筆と数える） 1,100円加算

2.1.2 所有権移転

固定資産評価額が、500万円以下 33,000円

1000万円以下 38,500円

1000万円を超える部分について、1000万円ごとに

3,432円加算

1億円を超える部分について、1000万円ごとに

2,640円加算

敷地権付建物の場合 3,960円加算

2筆目から1筆毎に（敷地権も1筆と数える） 1,100円加算

相続登記の場合 6,600円加算

2.1.3 所有権更正・抹消

21,120円

2筆目から1筆毎に（敷地権も1筆と数える） 1,100円加算

2.1.4 所有権登記名義人表示(住所・氏名)変更・更正

11,000円

2筆目から1筆毎に（敷地権も1筆と数える） 1,100円加算

2.2 抵当権に関する登記(以下、本項においては根抵当権も含む。)

2.2.1 抵当権設定

債権額・極度額が、500万円以下 26,400円

1000万円以下 30,360円

5000万円以下 34,320円

1億円以下 44,880円

1億円を超える部分について、1億円ごとに 10,560円加算

2筆目から1筆毎に（敷地権も1筆と数える） 1,100円加算

2.2.2 追加設定登記・極度額増加

債権額・極度額（増加の場合は増加額）が、

500万円以下 19,800円

1000万円以下 22,440円

5000万円以下 26,400円

1億円以下 36,960円

1億円を超える部分について、1億円ごとに 3,960円加算

2筆目から1筆毎に（敷地権も1筆と数える） 1,100円加算

2.2.3 抵当権抹消

11,000円

2筆目から1筆毎に（敷地権も1筆と数える） 1,100円加算

2.3 費用見積り例

【事例】

抵当権付き土地建物（計2筆）を、住宅ローン利用で購入。

土地固定資産評価は100万円、建物固定資産評価は300万円。

建物築年数は45年。住宅ローン価格は1000万円。

事務所での決済で、契約書は売主買主が作成。

これらの一連の手続きを当事務所にご依頼。

・ 売主様：14,764円

（内訳）前閲覧（実費のみ） 664円

抵当権抹消（実費込み） 14,100円

・ 買主様：188,880円

（内訳）所有権移転（実費込み） 109,100円

抵当権設定（実費込み） 71,460円

事後謄本各2通手配（実費込み） 6,320円

郵送料 2,000円

このうち、ご自身で手続きをしてもかかってくる経費（実費）が、
売主様が2,000円、買主様が117,800円ですので、当事務所が申し受ける手続費用は、

売主様 12,100円

買主様 69,080円 となります。

2.4 その他不動産登記

2.4.1 地上権、地役権、賃借権設定(追加設定を含む)

課税標準額が、500万円以下 26,400円

1000万円以下 30,360円

5000万円以下 34,320円

1億円以下 44,880円

1億円を超える部分について、1億円ごとに 10,560円加算

2筆目から1筆毎に(敷地権も1筆と数える) 1,100円加算

2.4.2 抵当権等の処分、移転、順位変更

19,800円

2筆目から1筆毎に(敷地権も1筆と数える) 1,100円加算

2.4.3 抵当権等の変更、更正、抹消、その他

11,000円

2筆目から1筆毎に(敷地権も1筆と数える) 1,100円加算

2.4.4 抵当権等の名義人表示変更、更正

7,920円

2筆目から1筆毎に(敷地権も1筆と数える) 1,100円加算

2.5 附随業務

登記事項証明書・地図証明書等手配 1筆1通880円

登記簿閲覧 1筆880円

住宅用家屋証明書手配 1通7,700円

相続登記申請用遺産分割協議書(証明書)作成 1件5,500円

戸籍謄本等手配 1通2,420円

(司法書士業務に関連する場合のみ手配可能です。)

2.6 登記済証紛失等・登記識別情報失念等の本人確認情報作成

抹消登記申請時 22,000円

所有権移転・抵当権等設定時

課税標準額が、500万円以下 ~ 33,000円

1000万円以下 ~ 44,000円

5000万円以下 ~ 88,000円

1億円以下 ~ 110,000円

1億円超 ~ 165,000円

(登記手続上不発行・不通知になる登記による場合は、10%割引)

3 . 商業・法人登記

3.1 会社設立(合併または組織変更によるものを含む。)

株式会社・合同会社ともに、132,000円

(上記は定款作成事務、定款認証出張費(株式)を含む。完了後の登記事項証明書手配は、別途1通につき880円。)

3.2 合併(新設合併を除く。)

変更登記 55,000円

解散登記 17,600円

3.3 資本の増加・新株発行(合併によるものを除く。)

課税標準額が、500万円以下 22,000円

1000万円以下 27,500円

5000万円以下 33,000円

1億円以下 44,880円

1億円を超える部分について、1億円ごとに 10,560円加算

3.4 資本の減少

17,600円

3.5 資産の変更(会社以外の法人)

17,600円

3.6 商号(名称)・目的変更

22,000円

3.7 本店(主たる事務所)移転

同一管轄内の移転 22,000円

他管轄への移転 33,000円

3.8 株式譲渡制限設定・変更・廃止

17,600円

3.9 役員変更

13,200円

3.10 監査役・取締役会等の設置・廃止

17,600円

3.11 その他定款変更等に伴う登記

17,600円

3.12 有限会社から株式会社への商号変更

変更手続一式（除登記申請） 99,000円

変更登記 55,000円

解散登記 17,600円

3.13 解散・清算人選任・清算終了

38,500円

合併などによる解散 17,600円

3.14 附随業務

定款整備 16,500円

目的調整（設立によるものを除く） 7,700円

官報公告手配 5,500円

合併契約書作成 16,500円

辞任届・就任承諾書等簡易文書作成 3,300円

議事録・決定書作成 5,500円

3.15 費用見積り例

役員改選による役員変更登記（任期満了直後にご依頼の案件）

取締役3名と監査役1名全員重任で、取締役会設置会社。

選任にかかる書類は、一切作成していない状態。

これらの一連の手続きを当事務所にご依頼。

手続費用総額（実費込み）：35,280円

（内訳）前閲覧（実費のみ） 700円

株主総会議事録作成 5,500円

取締役会議事録作成 5,500円

役員改選登記（実費込み） 21,000円

事後謄本1通手配（実費込み） 1,580円

郵送料 1,000円

このうち、ご自身で手続きをしてもかかってくる経費（実費）が、
10,700円ですので、当事務所が申し受ける手続費用は、

22,880円 となります。

4 . 相続・遺言書作成

4.1 不動産以外の相続(遺産承継業務)

基本報酬 33,000円

手続報酬につき、次のとおり加算。

遺産総額()が、500万円以下 165,000円

1000万円以下 275,000円

1000万円超 330,000円

以降、1000万円超えるごとに

55,000円

()不動産・負債を除く。

4.2 文書作成

遺産分割協議書作成(登記申請用以外) 10,000円~

4.3 遺言書作成

公正証書遺言文案作成 33,000円

(公証人手数料は別途発生)

証人立会 11,000円

自筆証書遺言作成後確認 11,000円

4.4 法定相続情報一覧図保管申出

6,600円

ただし、相続による所有権移転登記申請と同時に申出の場合は、

3,300円

4.5 附随業務

戸籍謄本等手配 1通2,420円

(司法書士業務に関連する場合のみ手配可能です。)

道内で往復移動時間が4時間以内の場合 11,000円

道内で往復移動時間が4時間超の場合 22,000円

本州方面への出張の場合 要相談

【日当不要のエリア】

滝川市・砂川市・赤平市・芦別市・歌志内市・深川市

雨竜郡各町（ただし、幌加内町については幌加内市街地以南）・

樺戸郡各町・空知郡（上砂川町・奈井江町）

5 . 裁判所提出書類作成

5.1 民事事件

5.1.1 訴状作成

44,000円~

(事案により、金額を別途協議させていただきます。)

5.1.2 強制執行申立

債権執行申立 44,000円

(確定証明書手配等準備から関与の場合は、11,000円加算)

第三債務者に対する陳述催告の申立 5,500円

取立届管理・作成 年間11,000円

5.1.3 個人再生申立

330,000円

(住宅ローン特則を利用の場合は、55,000円加算)

5.1.4 破産開始決定申立

220,000円

5.2 家事事件

5.2.1 審判申立

33,000円~

(事案により、金額を別途協議させていただきます。)

【一例】

特別代理人選任申立 33,000円

遺言書検認申立・遺言執行者選任申立 44,000円

後見等開始申立・相続財産管理人選任申立・不在者財産管理人申立 66,000円

5.2.2 調停申立

33,000円~

(事案により、金額を別途協議させていただきます。)

【一例】

遺産分割調停申立 66,000円

離婚・離縁調停申立 44,000円~

(申立事項により、加算有り)

5.2.3 家事雑事件申立、他

11,000円~

(事案により、金額を別途協議させていただきます。)

【一例】

相続放棄等の申述の有無の照会申請書 11,000円

5.2.4 相続放棄申述受理申立

27,500円

5.3 附随業務

戸籍謄本等手配 1通2,420円

(内容判断を要しない単純手配のみの場合は実費のみ。)

6 . 簡易裁判所訴訟代理等関係業務

6.1 着手金

33,000円

(次項以降の要領で報酬額が確定した後、その報酬の一部に充當いたします。)

6.2 一般訴訟代理

33,000円 + (X (経済的利益の価額) × Y%) × 10%

上記式のYには、経済的利益の価額(例：返金を受けた額)により、次の数値を当てはめるものとします。

- ・ X 50万円：～10
- ・ 50万円 < X 100万円：～15
- ・ 100万円 < X：～20

なお、相手方が複数(人)いる場合には、Xの額はすべての相手方の合計額をもって算出するものとします。

また、訴訟外和解で完了した場合は、上記式で算出された額の70%を申し受けます。

6.3 訴え提起前の保全手続

6.2の一般訴訟の計算式で算出された額の20%

7 . 任意後見契約・任意後見人就任

7.1 任意後見契約書・財産管理契約書作成

1通16,500円 (公証人手数料は別途発生)

7.2 任意後見人等就任(基本報酬)

7.2.1 任意代理(財産管理人)・任意後見人就任

管理対象財産の総額()が、

500万円以下 16,500円

1000万円以下 22,000円

以降、1000万円超えるごとに 3,300円

(任意後見監督人報酬は別途発生)

()任意後見契約書作成時点のもの

7.2.2 7.2.1 の前提としての見守り

9,900円

8 . 農地

3条許可申請書 11,000円

4条・5条許可申請書 27,500円

(許可申請〳切7日前以降のご依頼の場合、各金額に10%加算。)

9 . 契約書作成

11,000円~

(事案により、金額を別途協議させていただきます。)

10 . 内容証明作成

11,000円~

(事案により、金額を別途協議させていただきます。)

ただし、定型的な時効援用については、5,500円

11 . 自動車 (日当・実費は別途請求)

11.1 普通自動車

新規登録 7,700円

移転登録 (名義変更、所有権解除) 5,500円

変更登録 (住所変更、氏名変更等) 5,500円

希望番号の申込代行 2,200円

(登録業務無しの場合は、3,300円)

11.2 小型二輪・軽二輪

新規・中古新規・記載変更 (名義変更) 5,500円

ナンバー代 660円

11.3 軽自動車

新規・中古新規・記載変更 (名義変更) 5,500円

ナンバー代 (2枚) 1,210円

11.4 車庫証明

車庫証明申請受領の代行 (書類作成無含む) 7,700円

申請書の作成 1,100円

配置図、所在図の作成 3,300円~

(調査の要否、調査先により、要相談)

使用承諾書・所在証明の取得 1,100円

1 2 . その他案件

お気軽にお問い合わせください。

(本料金表の適用日)

原則として、令和5年4月1日(以下、「適用日」)以降に受託した案件について適用。

(「受託」時の基準)

- ・ 商業登記については、適用日以降に新規のご依頼があったもの。
ただし、適用日より前から取引のあった会社様・法人様については、当面の間旧料金にて請求させていただきます。
- ・ その余の事案については、適用日以降に正式なご依頼に至ったもの。